

産 4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

〔 〕 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年十月十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ矢掛店・矢掛宿場の青空市「きらり」

所在地 小田郡矢掛町本堀字下一一〇一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 晴れの国岡山農業協同組合

住所 倉敷市玉島八島一五一〇番地一

代表者の氏名 代表理事 内藤 敏男

(2) 名称 J A全農Aコープ株式会社

住所 神奈川県横浜市泉区中田南三丁目二番三八号

代表者の氏名 代表取締役 高木 克己

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 一六九六平方メートル

(変更後) 一九〇五平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 株式会社ザグザグ 午前八時

(変更後) 株式会社ザグザグ 二十四時間

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 株式会社ザグザグ 午後九時

(変更後) 株式会社ザグザグ 二十四時間

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前七時三〇分から午後九時三〇分まで

(変更後) 二十四時間

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設二 午前六時から午後九時まで

(変更後) 荷さばき施設二 二十四時間

4 変更年月日

令和七年六月三日

二 届出年月日

令和六年十月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年十月十一日から令和七年二月十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び矢掛町産業観光課